

訪問リハビリテーション米子東 ご利用案内

(重要事項説明書 令和6年6月1日現在)

* 介護保険証の確認

ご利用申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 施設の概要

(1) 事業所の名称等

運営主体	社会医療法人仁厚会 理事長 藤井 一博
施設名	訪問リハビリテーション米子東
開設年月日	平成26年 6月 1日
所在地	鳥取県米子市淀江町佐陀2169番地
連絡先	電話番号 0859-56-5312 (080-2902-3411) FAX 番号 0859-30-2630
管理者	前田 征士
介護保険指定番号	(3110213299 号)
事業内容	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
サービス提供地域	米子市、西伯郡内町村 ※上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。
営業日及び時間	月曜日～金曜日の9時00分から17時00分 (ただし、8月14日、8月15日、12月30日から1月3日を除く)

(2) 訪問リハビリテーションの目的

当事業所は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供することで、利用者の方が地域での生活を1日でも長く継続できるよう、支援することを目的とした事業所です。

(3) 施設の職員体制

下記人員を下回らないものとします。

職種	人員	業務内容
管理者	1	従業員の管理・業務管理
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1	リハビリ実施、指導

2. サービス内容

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の生活機能の維持向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

また、災害や緊急事態が発生した際にも、サービスの継続を確保するため業務継続計画（BCP）を策定しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金・その他の料金

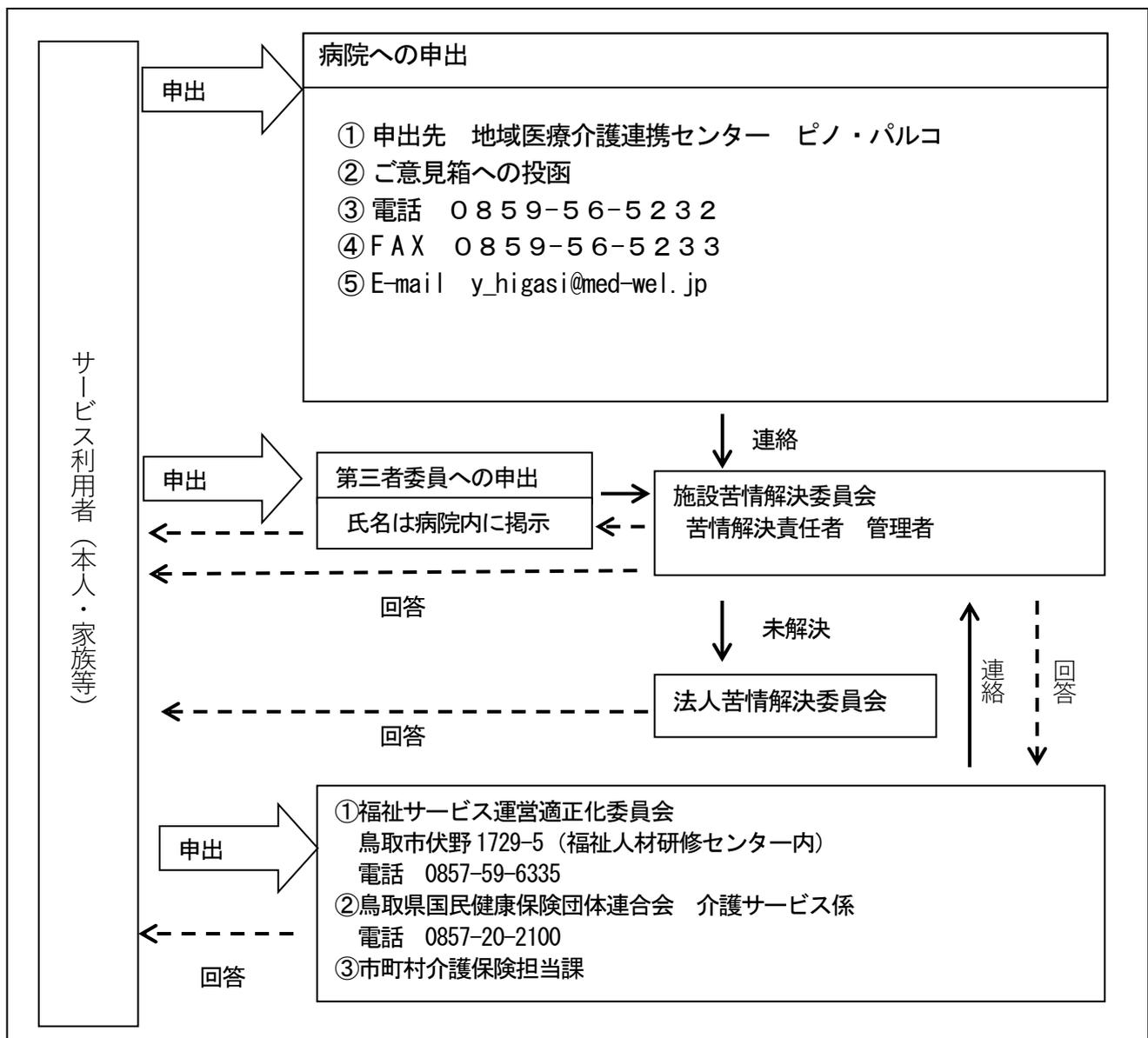
別紙①「料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

- ① 毎月15日までに、前月分の請求書を訪問時、または郵便にてお送りいたします。内容をご確認いただき、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② お支払方法は、口座振替または現金でお願いいたします。その他のお支払方法につきましてはご相談に応じます。
- ③ 請求書兼領収書の再発行はいたしかねますのでご了承下さい。

4. 要望及び苦情等の相談

事業所に対する相談・苦情につきましては、以下の方法でお受けいたします。



5. 個人情報の取り扱いについて

「個人情報使用同意書」により個人情報使用の同意について確認させていただきます。
内容についてはそちらをご確認ください。

6. その他

(1) その他の当施設に関連した介護保険サービスのご案内

① 居宅介護支援事業

居宅介護支援センター ル・サンテリオンよどえ

居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条

居宅介護支援センター ル・サンテリオン鹿野

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設 ル・サンテリオンよどえ

介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条

介護老人保健施設 ル・サンテリオン鹿野

③ 居宅サービス事業関係

訪問看護ステーション米子東

訪問看護リハビリステーションくらよし

認知症対応型共同生活介護 グループホームほうじょう

認知症対応型共同生活介護 グループホーム鹿野

(2) なお、法改正等により重要事項説明書記載事項に変更がある場合は、その都度文書等によりお知らせいたします。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション米子東の利用にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 訪問リハビリテーション米子東

説明者 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項についての説明を受けました。

利用者氏名 _____

代筆者 _____

続柄 ()

<別紙①>

【料金表】

ご利用にあたっての利用料については、介護保険利用者の負担割合に基づきます。
以下の一覧表は1割負担の料金例です。

◆基本料金

●要介護の方

	20分	40分	60分
基本	308円	616円	924円
サービス提供体制強化加算	6円	12円	18円
合計	314円	628円	942円

●要支援で訪問リハビリ開始から12か月以内の方

	20分	40分	60分
基本	298円	596円	894円
サービス提供体制強化加算	6円	12円	18円
合計	304円	608円	912円

●要支援で訪問リハビリ開始から12か月経過した方(必要な措置をしていない場合)

	20分	40分	60分
基本	268円	536円	804円
サービス提供体制強化加算	6円	12円	18円
合計	274円	548円	822円

◆各種加算料金（1割負担の場合）

●リハビリテーションマネジメント加算 イ 【180円】

医師、ケアマネジャー、その他の事業所と協同してリハビリテーション計画をたて、リハビリテーション会議を開催し利用者にリハビリテーション計画書の内容について理学療法士等が説明を行った場合、1月につき1回加算されます。

●リハビリテーションマネジメント加算 ロ 【213円】

医師、ケアマネジャー、その他の事業所と協同してリハビリテーション計画をたて、リハビリテーション会議を開催し利用者にリハビリテーション計画書の内容について理学療法士等が説明を行った上で、質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（LIFE）を用いて厚生労働省に提出している場合、1月につき1回加算されます

※上記内容に加え医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合に270円加算されます。

●サービス提供体制加算（I） 【6円】

指定訪問リハビリテーションを直接提供する、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数が7年以上の者がいると加算されます。

●口腔連携強化加算 【50円】

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、1月に1回に限り加算されます。

●退院時共同指導加算 【600円】

リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合加算されます。

●短期集中リハビリテーション実施加算

1回40分以上のリハビリを週2回以上ご利用の場合、1回の訪問ごとに加算されます。

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月以降
要支援1・2	200円	200円	200円	0円
要介護1～5	200円	200円	200円	0円

※ 上記月数は退院日または退所日、または要介護認定日からの月数です。

●認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその退院(所)日または3ヵ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合加算されます。

1回の訪問ごとに加算されます(週に2回まで)

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月以降
要支援1・2	240円	240円	240円	0円
要介護1～5	240円	240円	240円	0円

※ 上記月数は退院日または退所日、または要介護認定日からの月数です。

●医師からの診療情報提供書について

3ヶ月ごとに主治医に記載していただく必要があります。作成時には主治医の医療機関へ料金をお支払いいただく必要があります。ご利用者様の負担金額は1枚につき250円(1割負担の場合)になります。

※ 支給限度額を超えるサービスは全額自己負担となります。

※ 米子市・西伯郡内はいずれの場合も訪問にかかる交通費は徴収いたしません。